



配偶者等への暴力、性犯罪・性暴力等の 現状について

令和8年4月
内閣府男女共同参画局

【第6次男女共同参画基本計画 第6分野 基本認識より】

- 誰もが、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにするためには、**個人の人権が尊重され、安全に、かつ安心して暮らせることが不可欠**である。しかしながら、我が国の現状をみると、性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等の暴力が個人の尊厳を踏みにじり、安全で安心な暮らしを妨げる大きな要因となっている。これらの**暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題**であり、国としての責務である。
- 暴力は、被害者の心身を深く傷つけ、その後の人生にも深刻な影響を及ぼすものである。**女性に対して行われる暴力の背景には、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在しており、その根絶に向けては、社会経済における男女間の格差是正や、男女の人権尊重の徹底等の意識改革に取り組む必要**がある。女性に対する暴力が蔓延していれば、政治、経済、地域社会を含め、様々な分野における女性の活躍が阻害され続けることにもなり、男女間の格差の是正を阻む一因となっていることを直視する必要がある。当然のことながら、**暴力は、その対象の性別を問わず許されるものではなく、男性や性的マイノリティ等多様な被害者が存在**するため、あらゆる暴力を容認しない姿勢を示していくことが重要である。

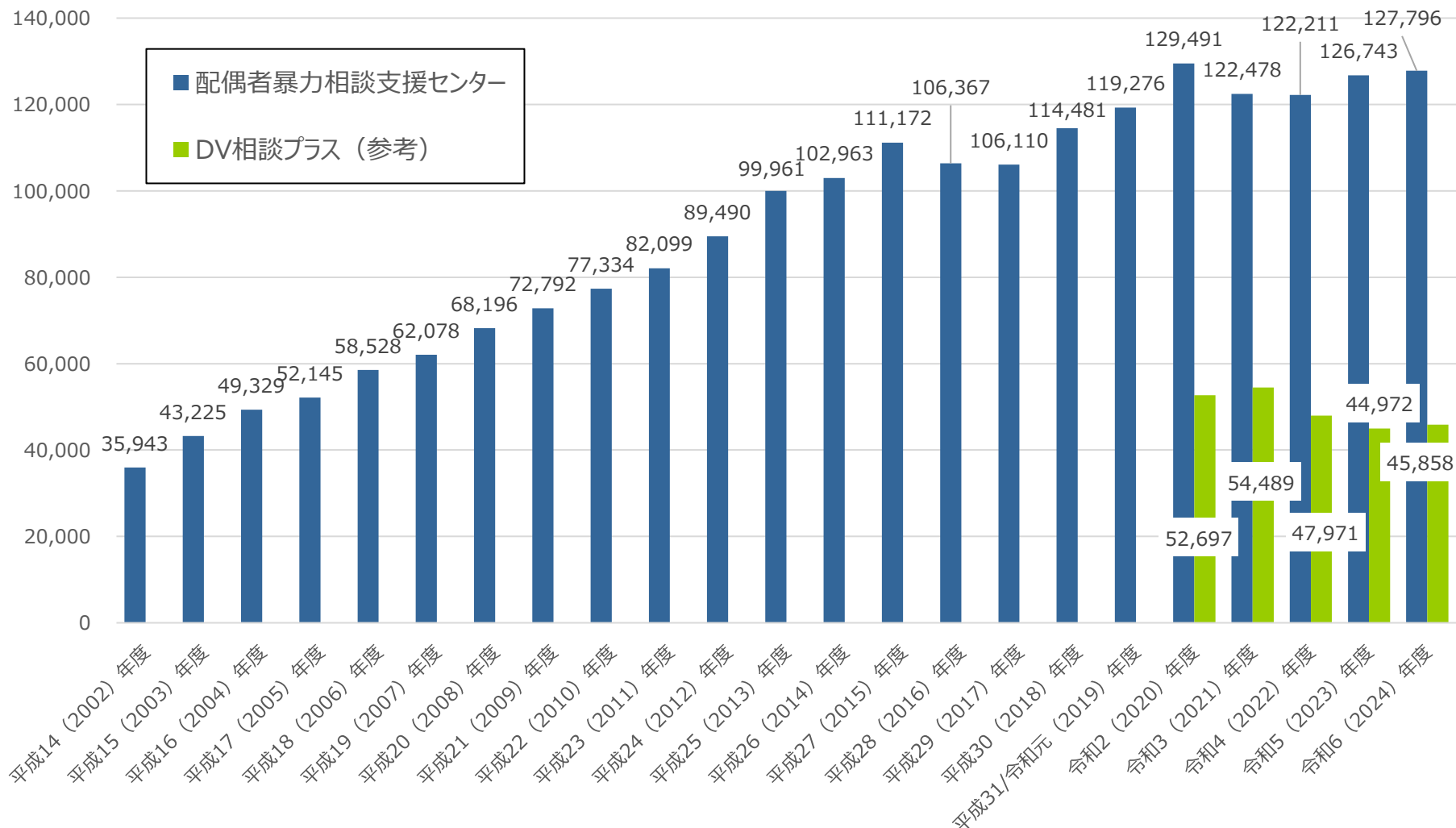
【第6次男女共同参画基本計画 第6分野 施策の基本的方向と具体的な取組より】

- 1 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化
- 2 性犯罪・性暴力への対策の推進
- 3 こどもに対する性犯罪・性暴力の根絶に向けた対策の推進
- 4 配偶者等への暴力の防止及び被害者の保護等の推進
- 5 ストーカー事案への対策の推進
- 6 セクシュアルハラスメント防止対策の推進
- 7 人身取引対策の推進
- 8 売買春への対策の推進
- 9 インターネットを利用した性暴力等への対応

配偶者等への暴力（D V）

配偶者暴力相談支援センターへの相談件数の推移（年次）

- 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、令和2（2020）年度に過去最高となり、高水準で推移。
- 令和6（2024）年度は、約12.8万件で、前年度から増加（前年度比約1%増）。



※「配偶者暴力相談支援センター」の相談件数は、各都道府県から報告を受けた全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数を集計。

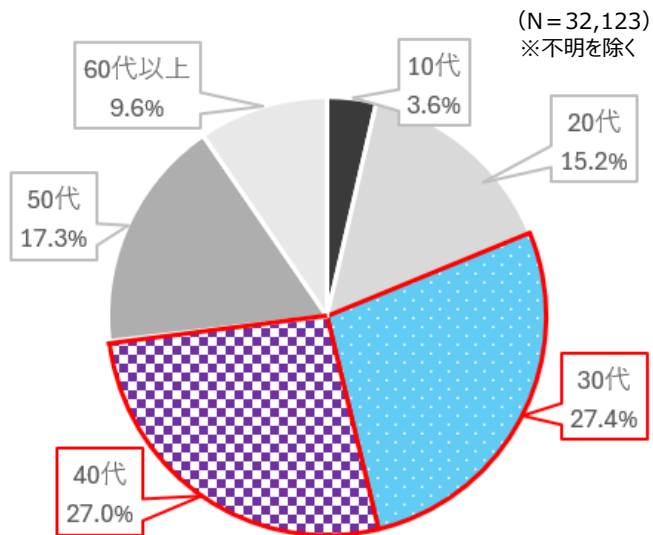
※「DV相談プラス」の相談件数は、令和2（2020）年4月20日に内閣府が開設した相談窓口に寄せられた相談件数を集計。

DV相談者の年齢・相談内容

- ✓ 相談者の年齢は、30代・40代で半数以上(54.4%)を占める。
- ✓ 相談内容の約7割(73.7%)が精神的DVを含んだ相談となっている。

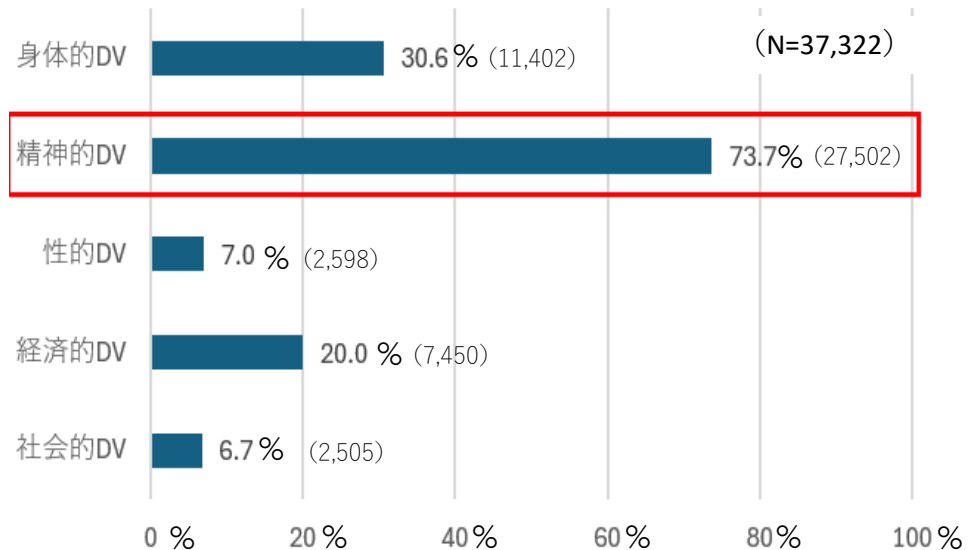
相談者の年齢

30代・40代で全体の半数以上を占める。



相談内容（複数回答）

相談内容の約7割が精神的DVを含んだ内容

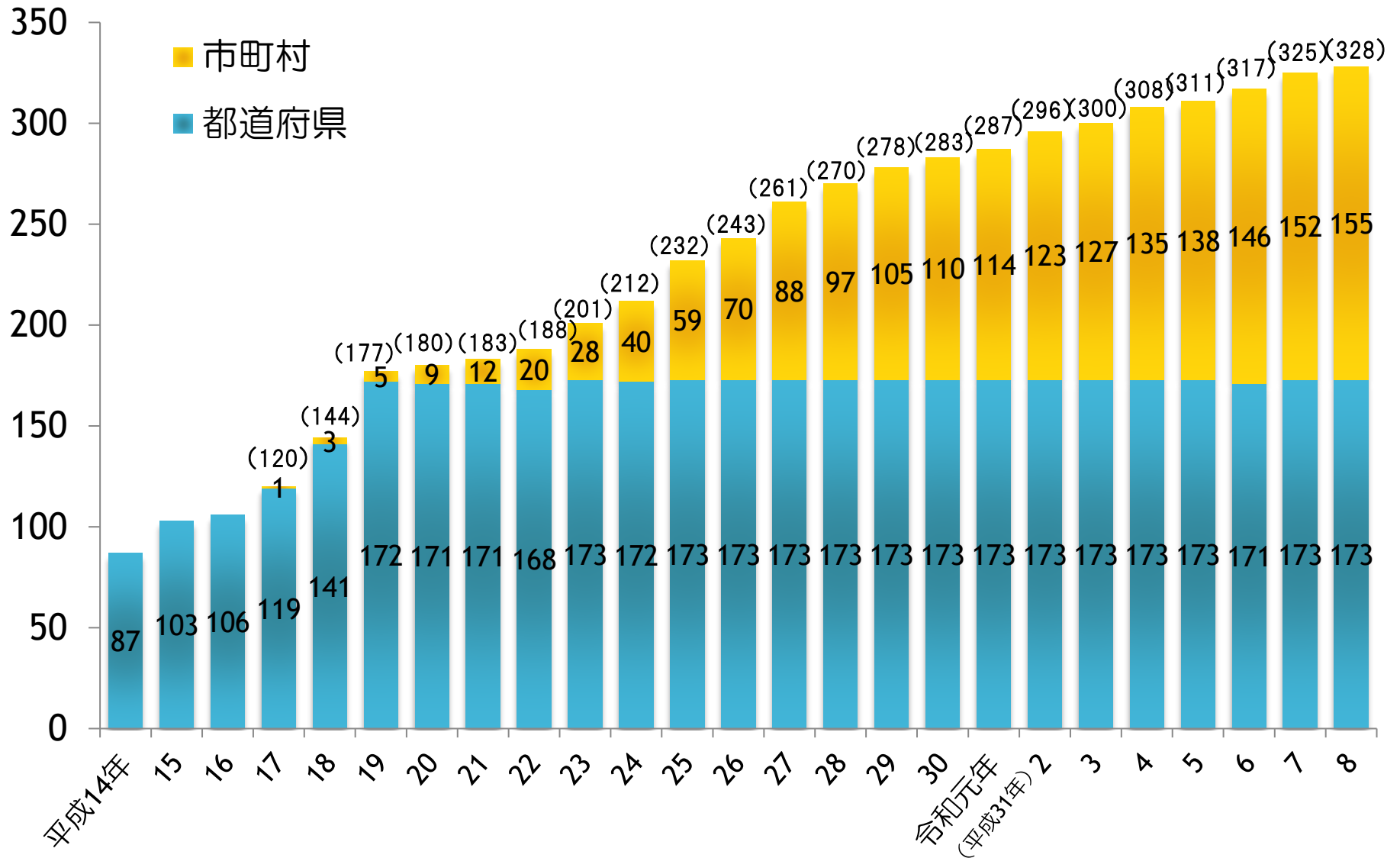


(出典) 令和6年度「DV相談プラス事業における相談状況調査事業」報告書

配偶者暴力相談支援センター数の推移

(令和8年4月現在)

(箇所)



※ 各年4月1日現在(平成25・26年は7月1日現在、平成27年は11月9日現在、平成28年は7月2日現在、平成29年は11月2日現在、平成30年は12月3日現在、令和元年は7月1日現在、令和2年は11月1日現在、令和4年は9月1日現在、令和6年は12月1日現在、令和7年は12月12日現在、令和8年は4月20日現在)

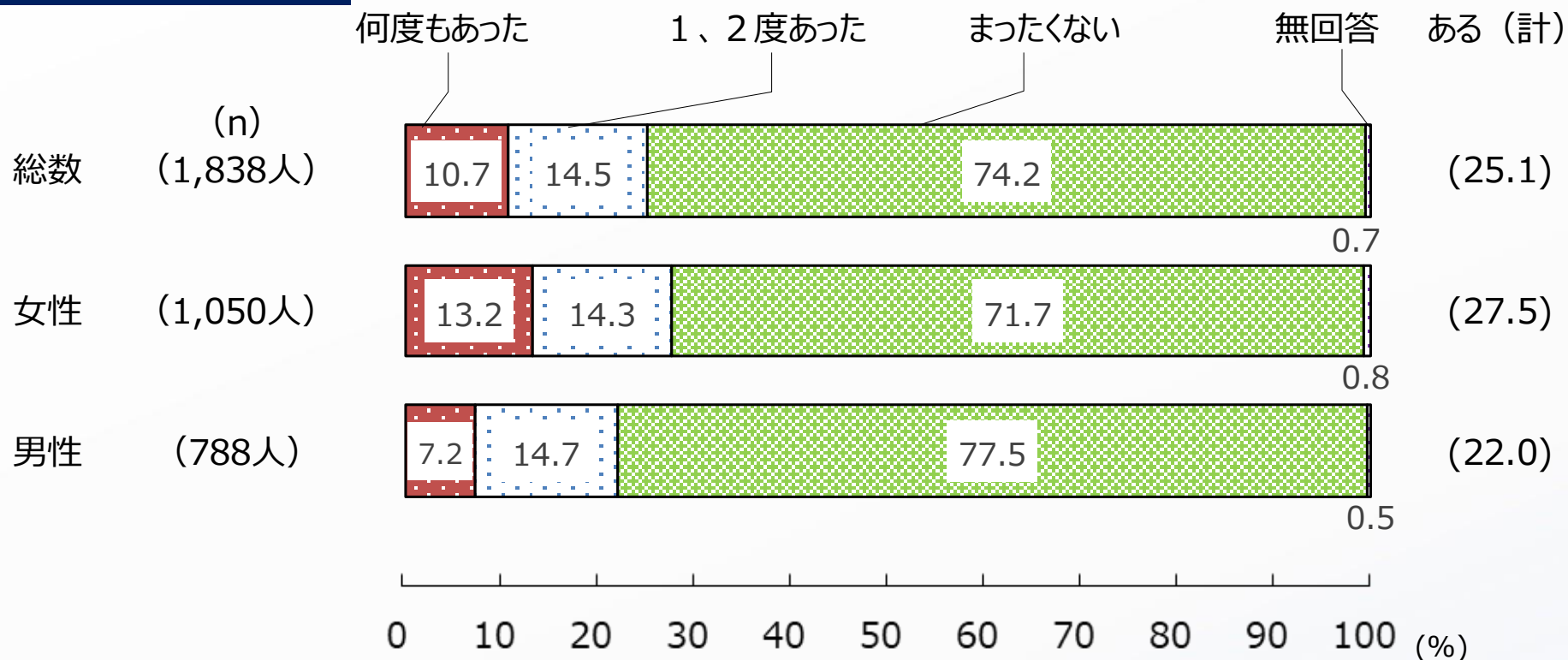
※ ()内は、都道府県及び市町村が設置する配偶者暴力相談支援センターの設置数の合計

【調査結果】配偶者からの暴力の被害経験

【配偶者からの暴力の被害経験（被害類型別）】

- 結婚したことのある人の25.1%は配偶者から暴力を受けたことがある。性別で見ると、女性の27.5%、男性の22.0%は、配偶者から被害を受けたことがあり、女性の13.2%、男性の7.2%は何度も受けている。

（まとめ）

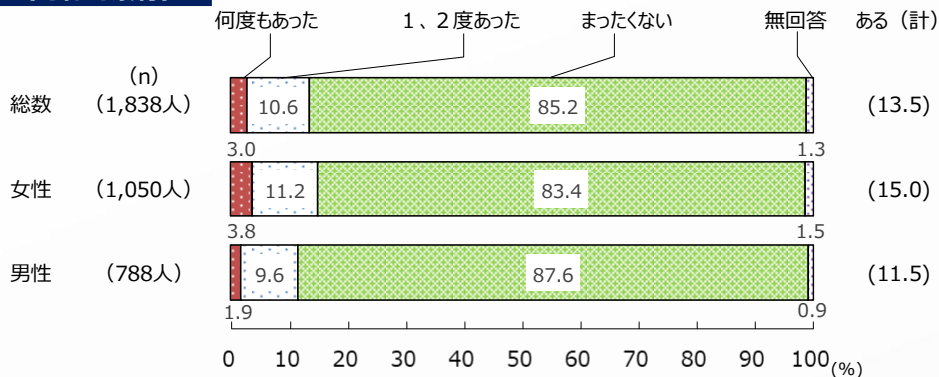


内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和6年3月公表)

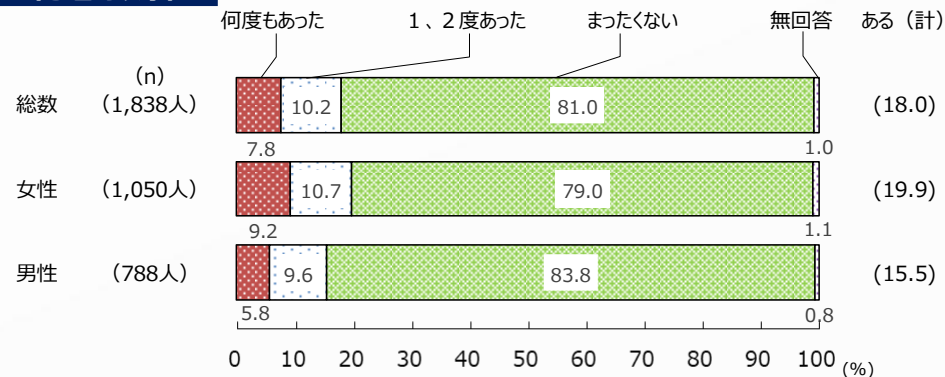
【調査結果】配偶者からの暴力の被害経験

【被害類型ごとの被害経験】

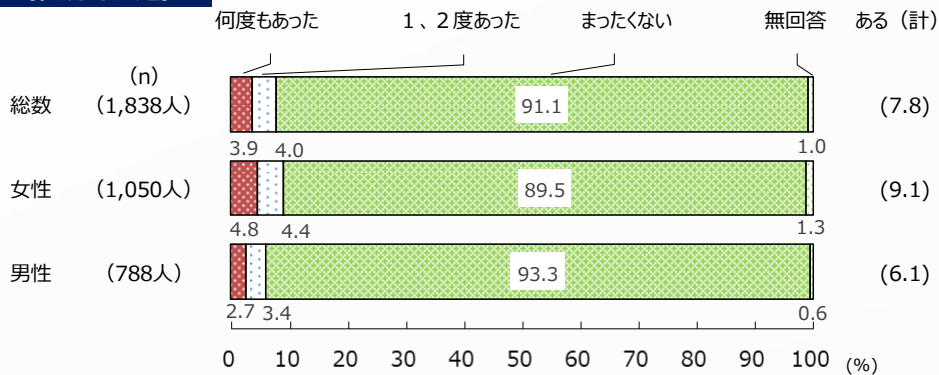
（身体的暴行）



（心理的攻撃）



（経済的圧迫）



（性的強要）

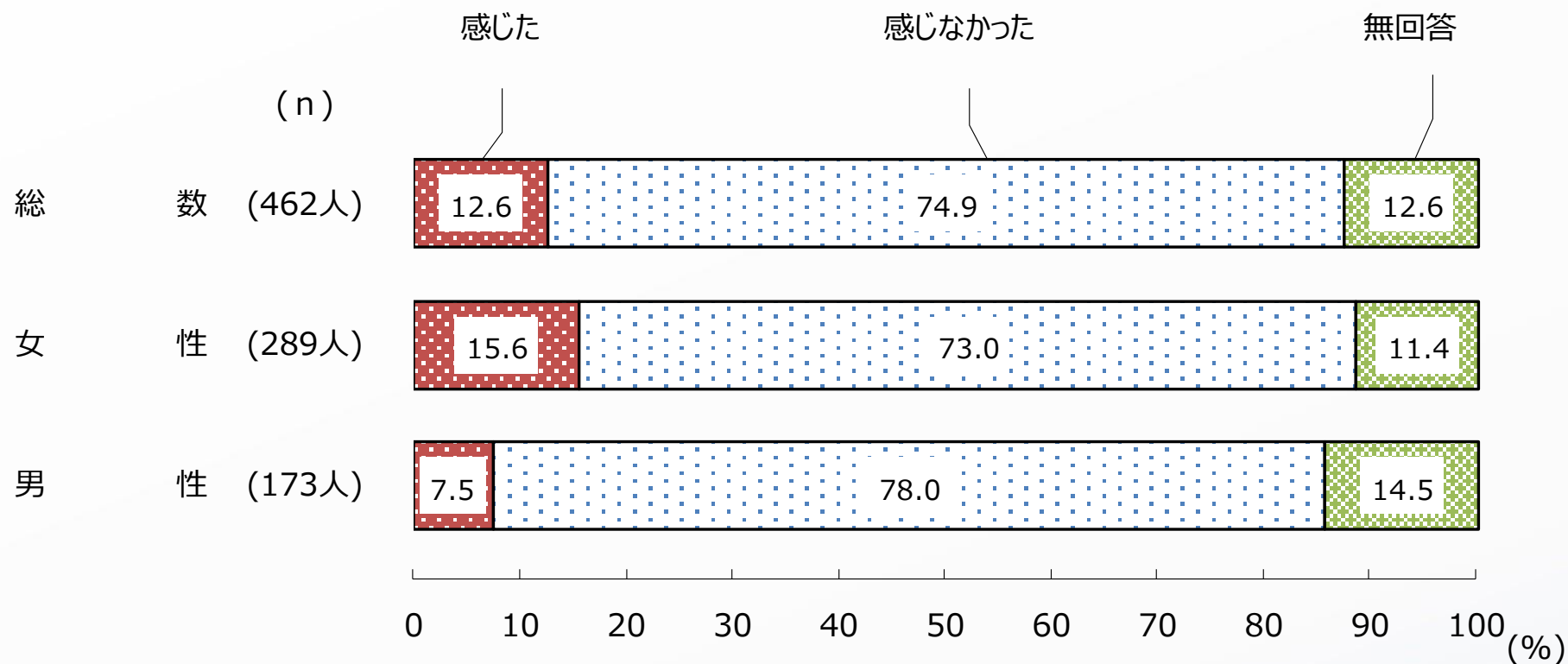


内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和6年3月公表)

【調査結果】配偶者からの暴力の被害経験

【命の危険を感じた経験】

○ 被害を受けた人の12.6%、性別で見ると女性の15.6%、男性の7.5%は命の危険を感じた経験がある。

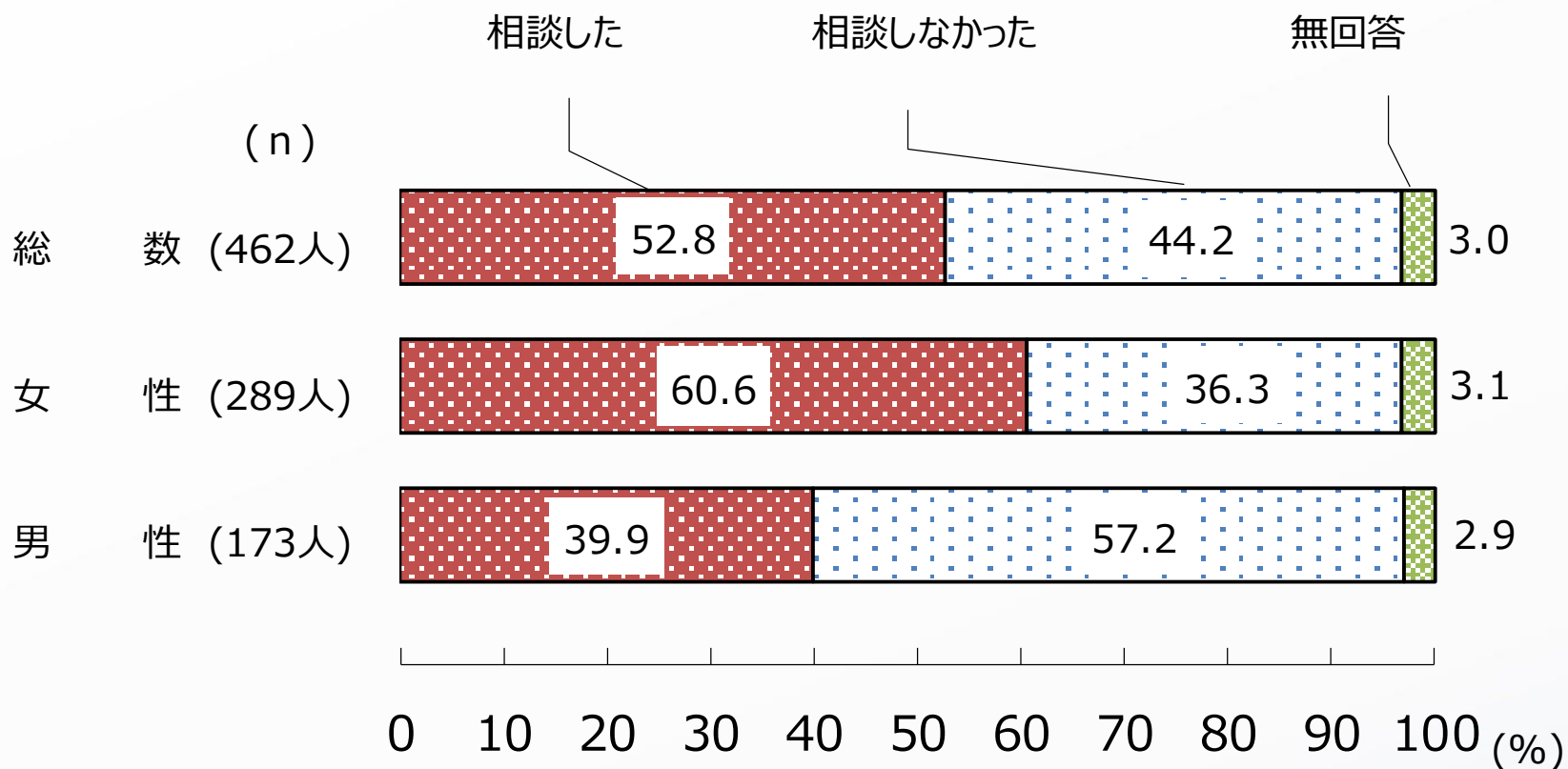


内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和6年3月公表)

【調査結果】配偶者からの暴力の被害経験

【相談経験】

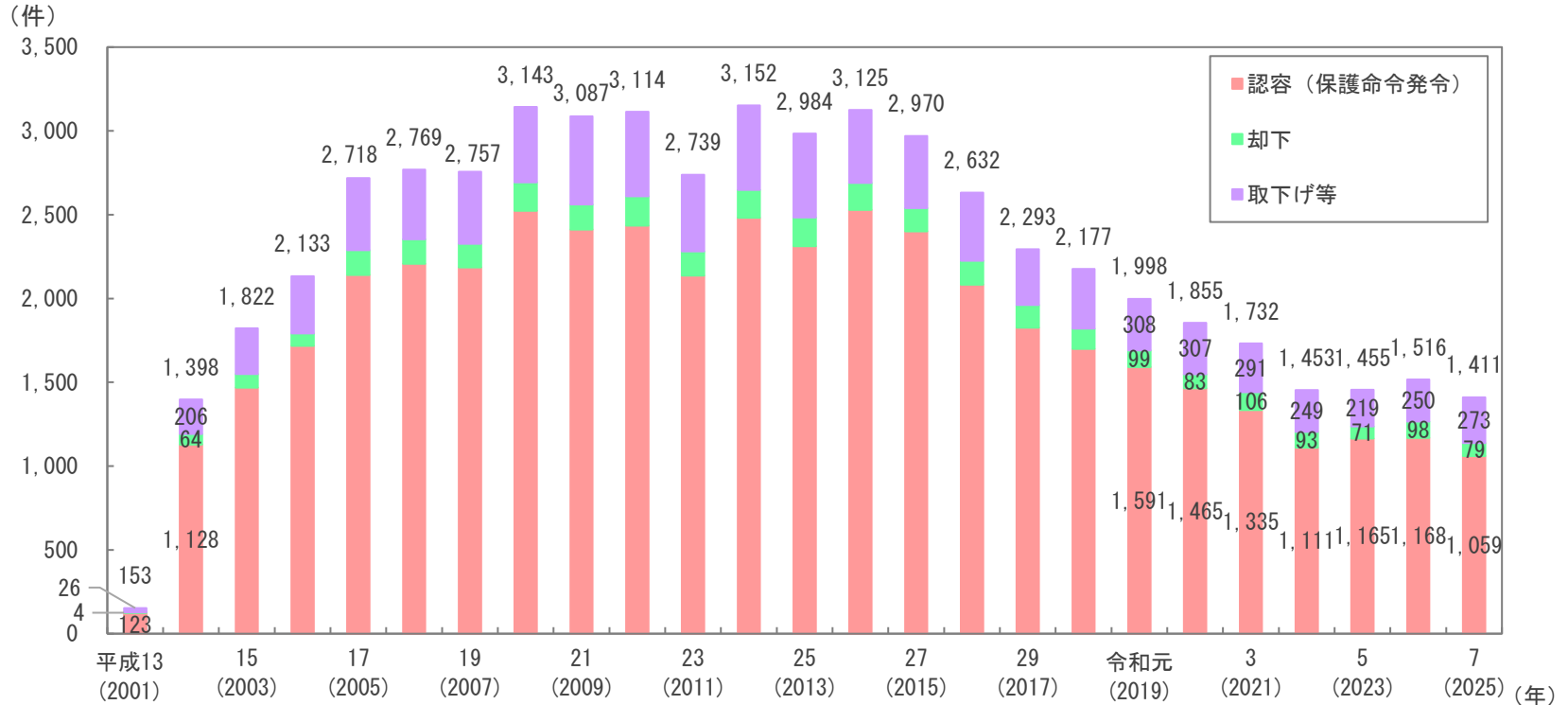
○ 被害を受けた人の44.2%、性別で見ると女性の36.3%、男性の57.2%はどこにも相談していない。



内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和6年3月公表)

保護命令事件の処理状況等の推移

○ 令和7年に終局した配偶者暴力等に関する保護命令事件（1,411件）のうち、保護命令が発令された件数は1,059件。



注1) 最高裁判所資料より作成。

注2) 「認容」には、一部認容の事案を含む。「却下」には、一部却下一部取下げの事案を含む。「取下げ等」には、移送、回付等の事案を含む。

注3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）の改正により、平成16年12月に「子への接近禁止命令」制度が、平成20年1月に「電話等禁止命令」制度及び「親族等への接近禁止命令」制度がそれぞれ新設された。これらの命令は、被害者への接近禁止命令と同時に又は被害者への接近禁止命令が発令された後に発令される。さらに、平成26年1月より、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象となった。

注4) 平成13年値は、同年10月13日の配偶者暴力防止法施行以降の件数。

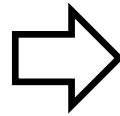
注5) 令和7年値は速報値。

DV相談窓口

【DV相談ナビ】

はれれば

#8008



最寄りの配偶者暴力相談支援センターに電話

⇒ 電話相談・面談・同行支援・保護等



令和2年4月20日開始

24時間電話相談

つなぐ はやく

0120-279-889

チャット相談

※毎日12時～22時対応

同行支援

保護

緊急の宿泊提供

WEB面談も実施



soudanplus.jp

外国語相談にも対応

※24時間受付

10言語

英、中、韓、スペイン、ポルトガル、タガログ、

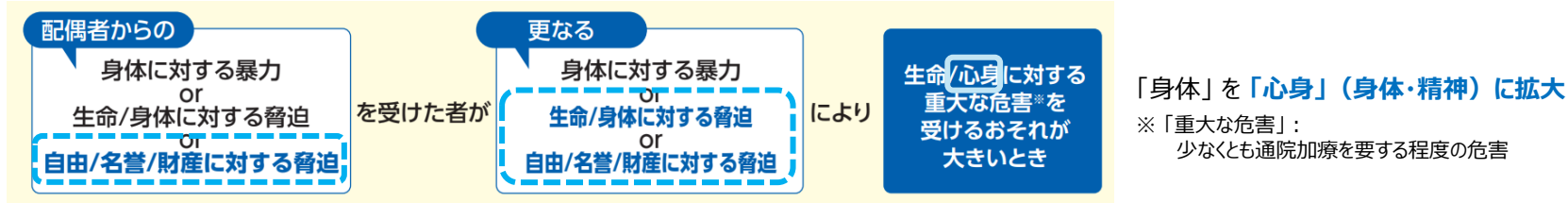
タイ、ベトナム、インドネシア、ネパール

配偶者暴力防止法（DV防止法）の令和5年改正【ポイント】

令和6年4月1日施行

◆保護命令制度の拡充

- **接近禁止命令等**の申立てができる**被害者の範囲・要件の拡大**（枠線部分が拡大） / **期間の伸長（6か月→1年）**



- 電話等禁止命令の対象行為に、**文書の送付・SNS等の送信、GPSによる位置情報の無承諾取得**などを追加
- **子への電話等禁止命令を創設**（被害者と同居する未成年の子）
- **退去等命令の期間について、特例を新設**
住居の所有者・賃借人が被害者のみである場合には、申立てにより、原則2か月→6か月
- **保護命令違反の厳罰化**
1年以下の懲役／100万円以下の罰金 → **2年以下の懲役／200万円以下の罰金**

※2025年5月31日までは「懲役」。刑法等の改正に伴い、2025年6月から「拘禁刑」

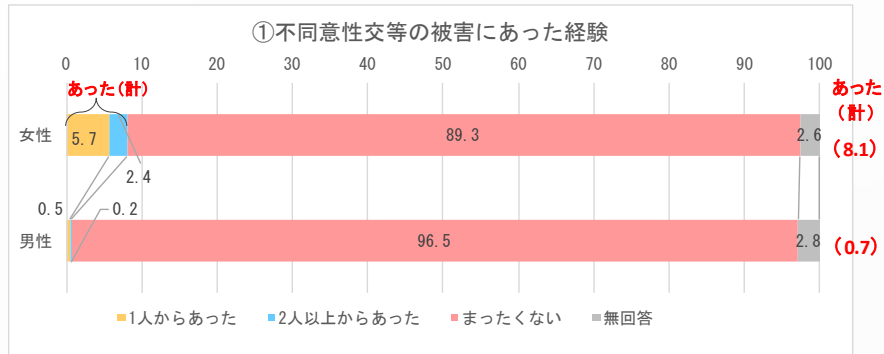
◆切れ目ない支援を行うための多機関連携の強化

- 国が定める「基本方針」・都道府県基本計画について
 - ① 被害者の**自立支援**のための施策
 - ② 国、地方公共団体、民間団体の**連携・協力** を必要的記載事項に。
- 被害者保護のための情報交換・支援内容の協議を行う**協議会を法定化**【都道府県は努力義務、市町村は「できる規定」】
（設置根拠、協議会の従事者等の守秘義務等）
※ 配偶者暴力相談支援センター、警察、児童相談所、法テラス等の関係機関の参加を想定

性犯罪・性暴力

【調査結果】「不同意性交等の被害にあった経験等」について

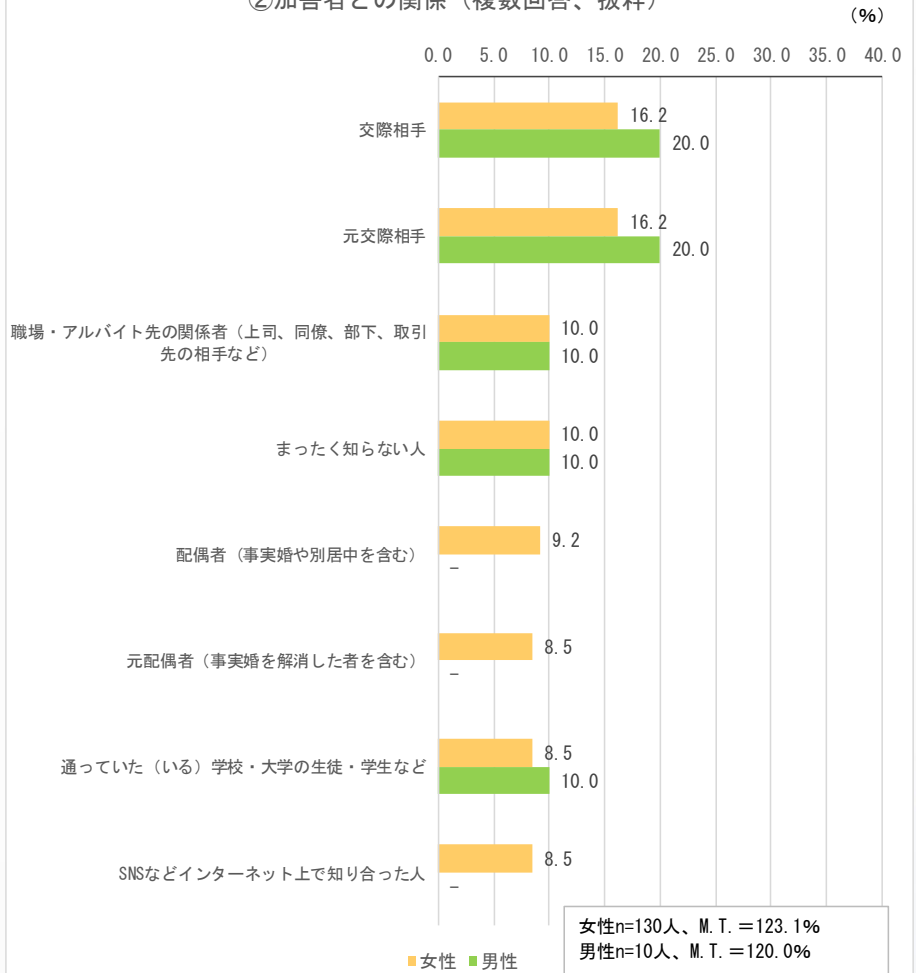
① 不同意性交等の被害にあった経験



※内閣府「男女間における暴力に関する調査」
(令和5年度)より作成

② 加害者との関係

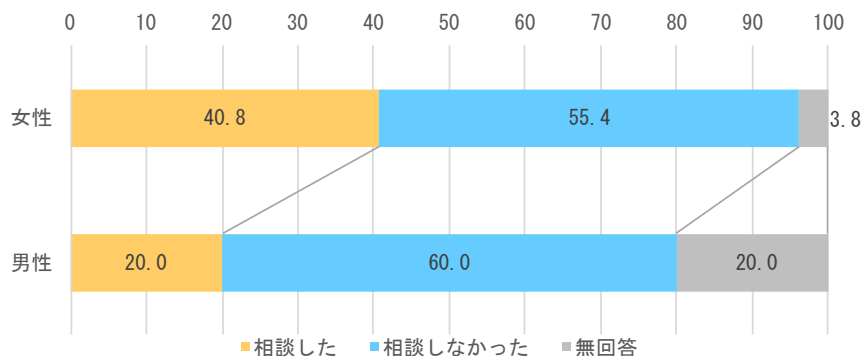
② 加害者との関係 (複数回答、抜粋)



【調査結果】「不同意性交等の被害にあった経験等」について

③不同意性交等の被害の相談経験

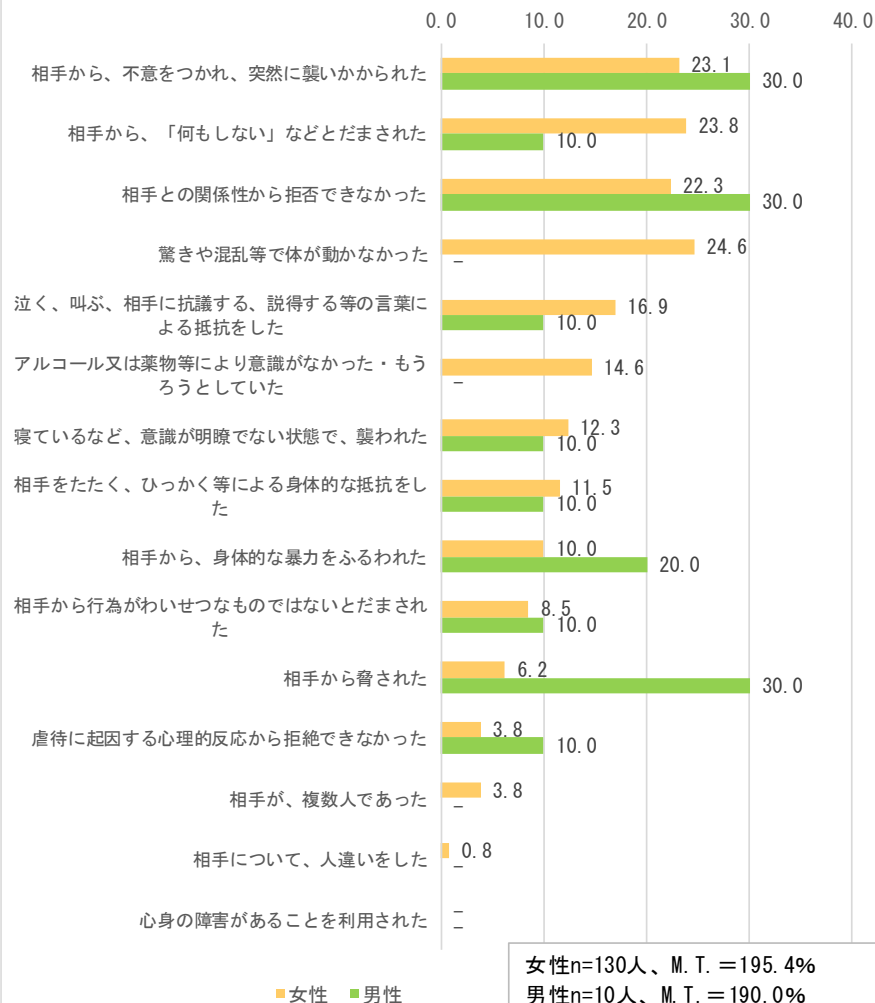
③不同意性交等の被害の相談経験



※内閣府「男女間における暴力に関する調査」
(令和5年度)より作成

④被害にあったときの状況

④被害にあったときの状況 (複数回答、抜粋) (%)



ワンストップ支援センターへの相談者の性別・年齢

- 性別は、女性が大半を占めるが、男性からの相談も電話では約1割となっている。
- 被害時の年齢は、約半数を10代以下が占めており、中学生以下に限っても、3割に上る。

性別

<電話相談>

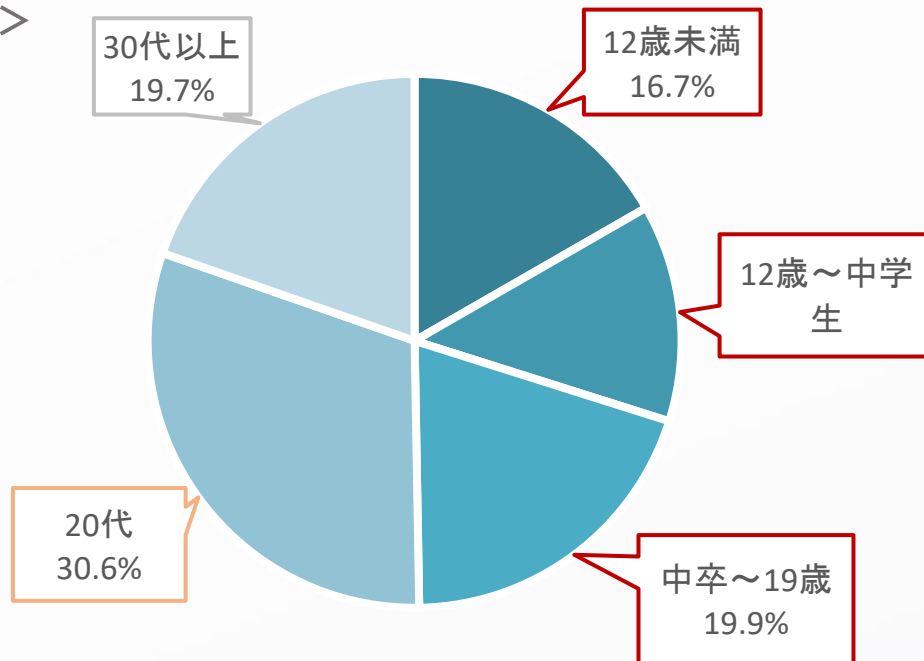
女性 81.7%、男性 14.0%

<面談>

女性 97.5%、男性 2.3%

被害時の年齢

<面談>



※年代が不明の者を除いた場合の割合（令和4年6月～8月）

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（概要）

目的 役割

- ・被害直後からの総合的な支援を可能な限り一か所で提供
- ・被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図る
- ・警察への届出の促進・被害の潜在化防止

設置主体

- ・都道府県等（都道府県、政令指定都市、中核市）

設置根拠

- ・第6次男女共同参画基本計画
- ・第5次犯罪被害者等基本計画

設置都道府県数 （か所数）

- ・47都道府県
（52か所）

機能

- ・産婦人科等医療的支援（緊急避妊薬の処方・証拠採取・継続的な医療等）
- ・法的支援（弁護士相談、弁護士紹介等）
- ・心理的支援（精神科の医療費やカウンセリング費用の補助等）

設置形態

- ・病院拠点型（11センター）
- ・相談センター拠点型（3センター）
- ・相談センター中心連携型（38センター）

24時間 運営

- ・21都道府県（令和7年4月）
- ・「性暴力被害者のための夜間休日コールセンター」
夜間休日に対応していない道府県について対応（内閣府が設置）

予算措置

- ・内閣府から、都道府県等に対し、ワンストップ支援センター事業に要する経費の補助として、「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」を交付

性犯罪・性暴力被害相談体制の拡充

ワンストップ支援センター
全国共通番号(R2.10～)
通話料無料化(R4.11～)



「#8891」
(はやくワンストップ)



性暴力被害者のための
夜間休日コールセンター(R3.10～)

夜間休日の相談や緊急対応のため、ワンストップ支援センターの運営時間外に、被害者からの相談を受け付け、ワンストップ支援センターと連携して、支援を実施

性暴力に関するSNS相談
「キュアタイム」
(R2.10～)



キュアタイム

検索

広報・啓発

令和7年度「女性に対する暴力をなくす運動」主な取組について

政府では、毎年11月12日から11月25日(国連が定めた「女性に対する暴力撤廃の国際デー」)までの2週間、関係団体との連携・協力の下、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するための広報活動を実施している(平成13年6月5日男女共同参画推進本部決定)。

暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではないが、特に、配偶者等への暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等の暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題である。

潜在化しやすい暴力の問題に対し、社会の意識を喚起するとともに、人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることにより、暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を強力に推進する。

啓発物の作成(ポスター、リーフレット、動画、カード、パープルリボンバッジ)
社会の意識の醸成と相談窓口の周知を図る啓発物を全国の自治体、関係機関・団体、公立図書館等に配布。

全閣僚によるパープルリボンバッジの着用
期間中の初週の1週間(11/12~18)



<動画イメージ>
対象者別の15~30秒動画
合計4本

<左:ポスター・リーフレット表面、右:リーフレット裏面>

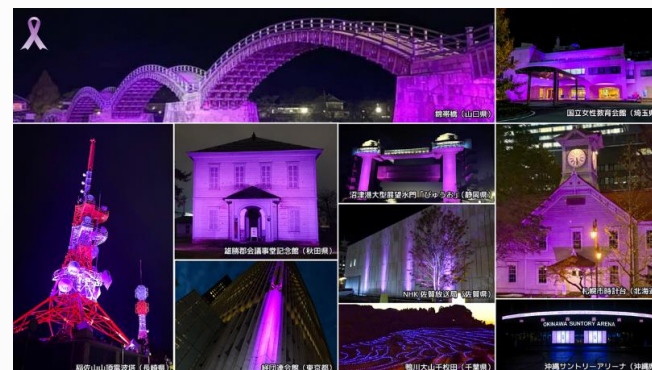


<二つ折り啓発カード(表面・中面)>



<ウェブサイト>

パープル・ライトアップ
全国のタワー、商業施設等において、女性に対する暴力根絶のシンボルカラーである紫色にライトアップするパープル・ライトアップを実施。



<令和7年度ライトアップ:全国の500施設以上が実施>

令和7年度「女性に対する暴力をなくす運動」https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/no_violence_act/index.html

若年層の性暴力被害予防月間の取組

入学・就職等に伴い、若年層の生活環境が大きく変わり、被害に遭うリスクが高まる時期である4月を「若年層の性暴力被害予防月間」と定め、若年層に向けた広報啓発を集中的かつ効果的に実施。

【実施主体】

内閣府、警察庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省

【主な実施事項】

- (1)ポスター、啓発カード等の作成・配布(大学・短大、高校・高専・特別支援学校等)
- (2)性暴力防止に関する動画の作成
- (3)インターネット、SNS、鉄道広告、図書館等を活用した広報



<二つ折り啓発カード(表面・中面)>



<動画(15秒)>



<動画(30秒)>



<啓発カード(表面・裏面)>



<ポスター/ステッカー>



<ウェブサイト>

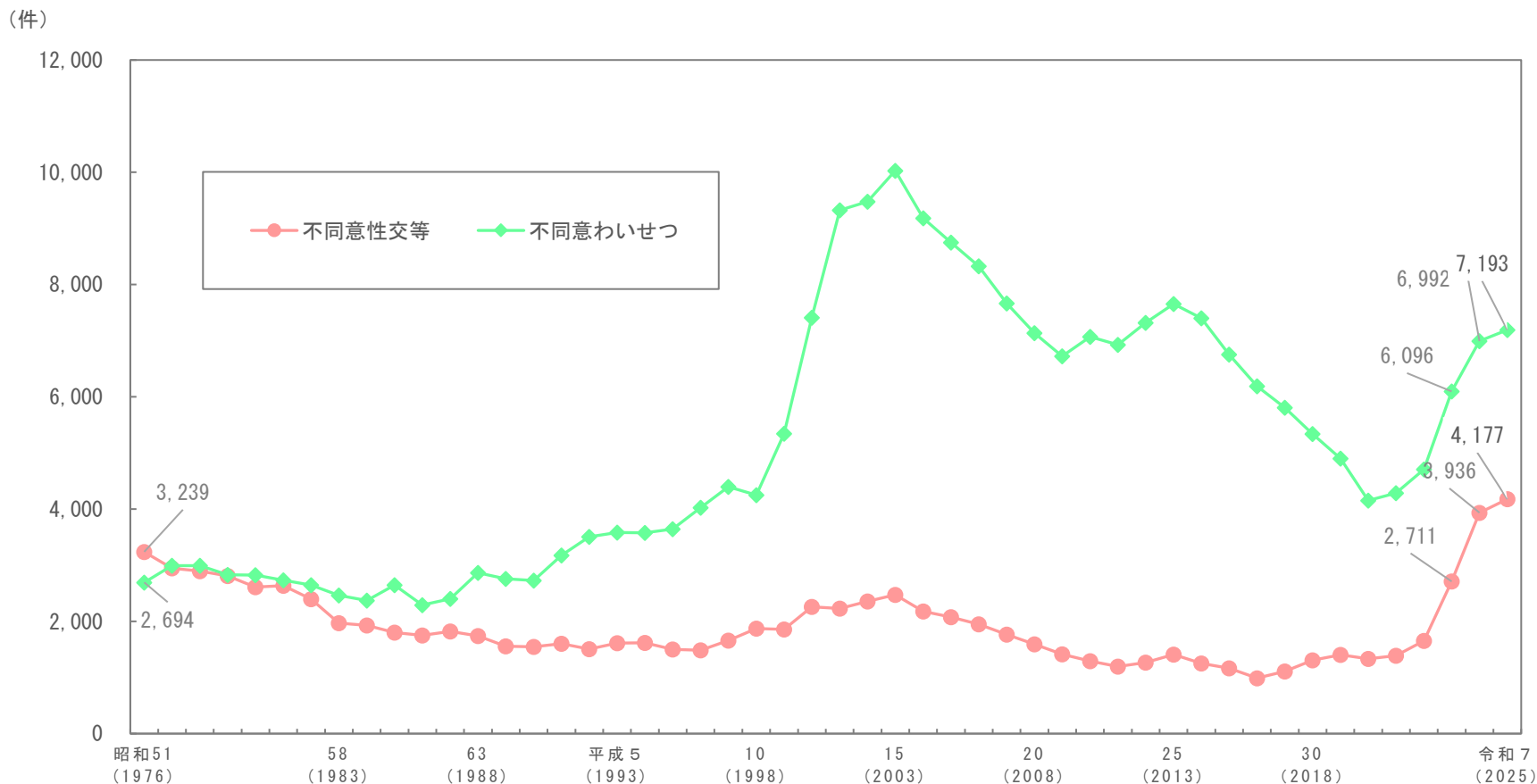
令和8年度「若年層の性暴力被害予防月間」 https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/jakunengekkan/index.html



参考

不同意性交等・不同意わいせつ認知件数の推移

- 不同意性交等の認知件数は、令和7（2025）年は4,177件で、前年に比べ241件（6.1%）増加。
- 不同意わいせつの認知件数は、令和7（2025）年は7,193件で、前年に比べ201件（2.9%）増加。

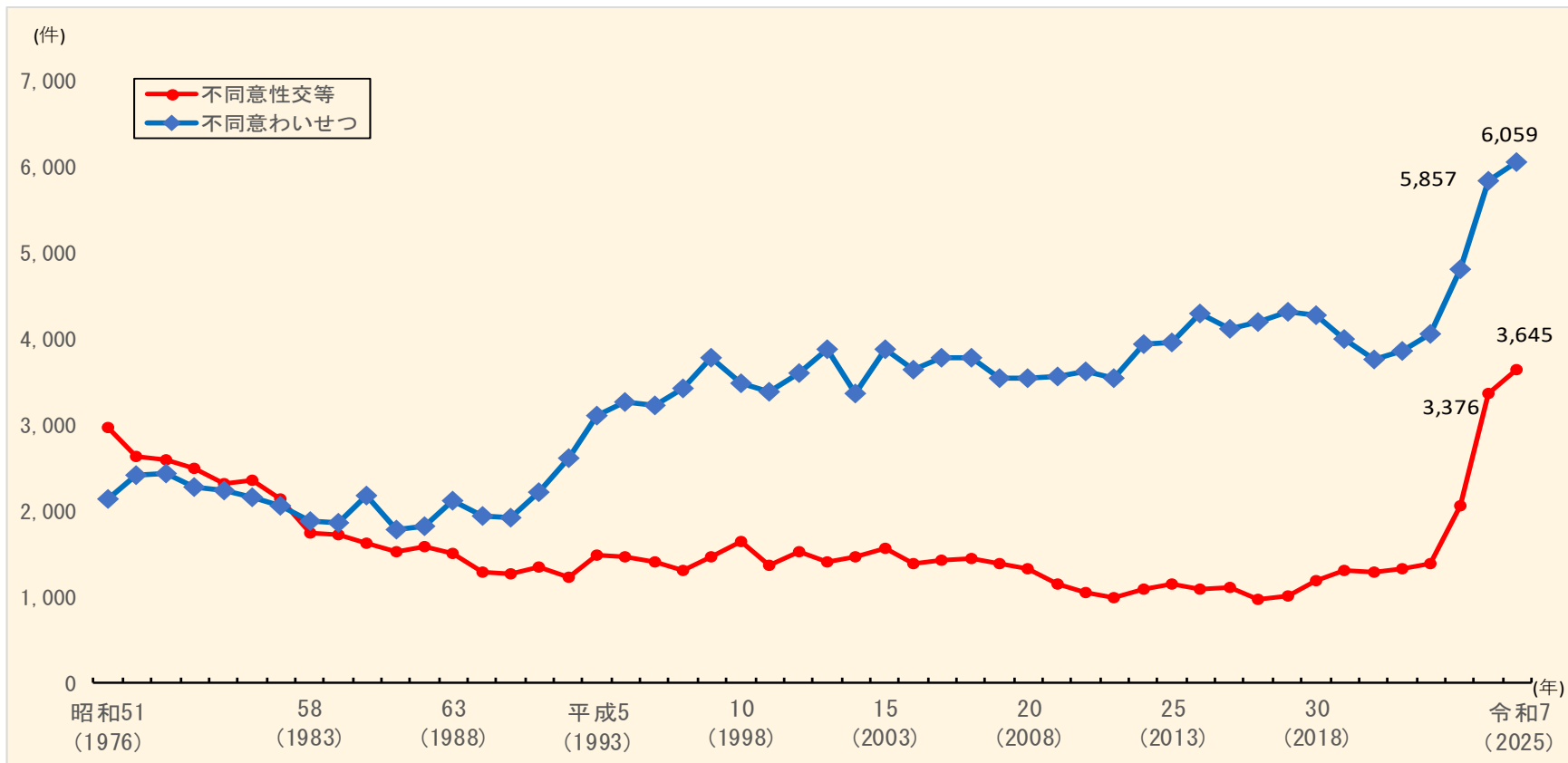


(備考) 警察庁「犯罪統計」より作成。

刑法の一部改正(平成29年7月13日施行、令和5年7月13日施行)により、罪名・構成要件等が改められたことに伴い、期間によって計上する対象が異なる。平成29年7月12日以前は「強姦」及び平成29年改正前の「強制わいせつ」、平成29年7月13日から令和5年7月12日までは「強制性交等」及び平成29年改正後の「強制わいせつ」、令和5年7月13日以降は「不同意性交等」及び「不同意わいせつ」に係る数値をそれぞれ計上している。

不同意性交等・不同意わいせつ検挙件数の推移

- 不同意性交等の検挙件数は、令和7年は3,645件で、前年に比べ269件(8.0%)増加。
- 不同意わいせつの検挙件数は、令和7年は6,059件で、前年に比べ202件(3.4%)増加。



(備考)刑法の一部改正(平成29年7月13日施行、令和5年7月13日施行)により、罪名・構成要件等が改められたことに伴い、期間によって計上する対象が異なる。平成29年7月12日以前は「強姦」及び平成29年改正前の「強制わいせつ」、平成29年7月13日から令和5年7月12日までは「強制性交等」及び平成29年改正後の「強制わいせつ」、令和5年7月13日以降は「不同意性交等」及び「不同意わいせつ」に係る数値をそれぞれ計上している。

不同意性交等の各項適用状況

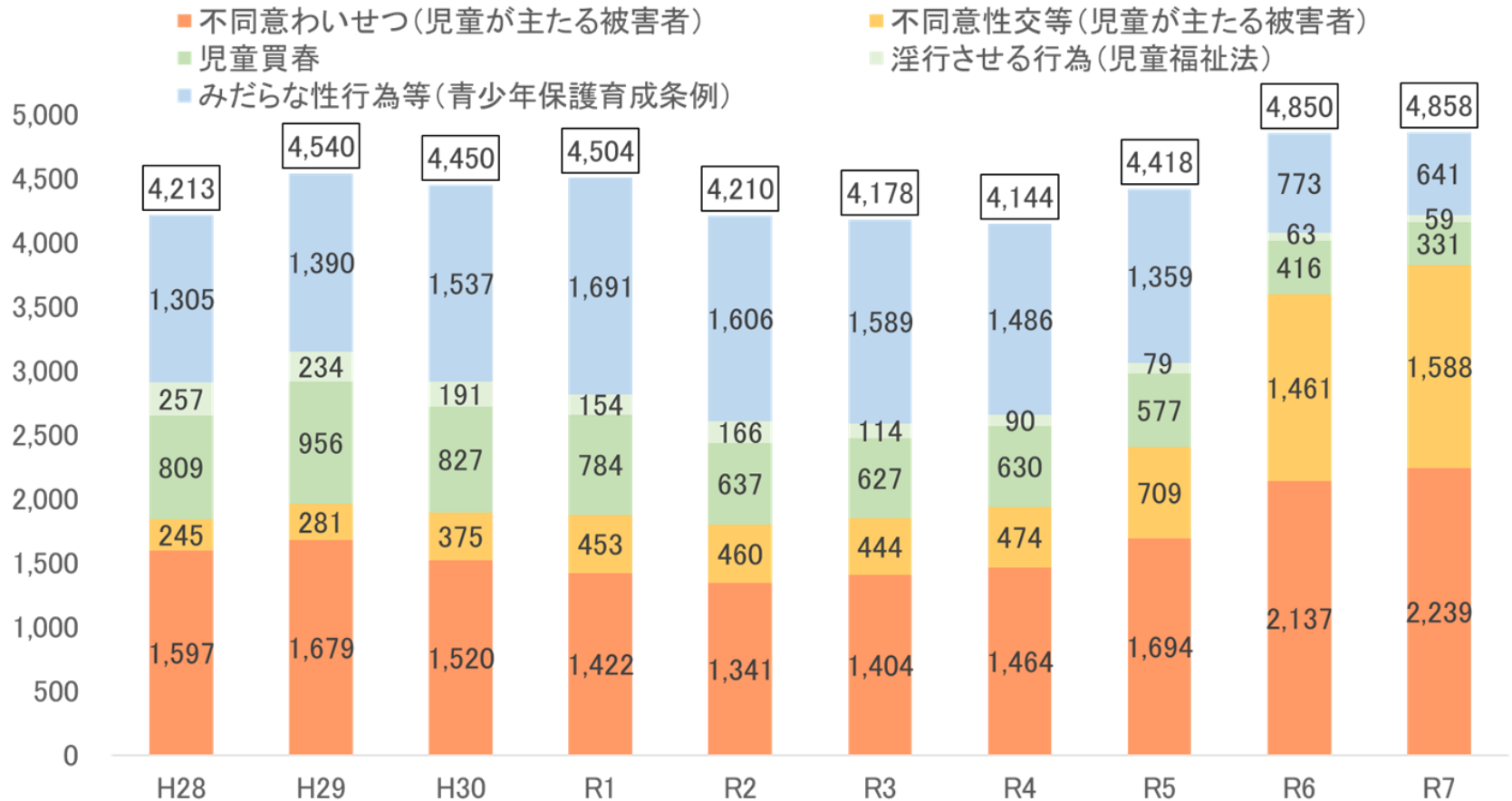
不同意わいせつ、不同意性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等、16歳未満の者に対する面会要求等 検挙件数(2023年7月～2026年3月)

罪名		条項	検挙件数
不同意わいせつ	不同意わいせつ	176①	10,926
	誤信等によるわいせつ	176②	71
	16歳未満の者に対するわいせつ	176③	2,005
不同意性交等	不同意性交等	177①	5,172
	誤信等による性交等	177②	9
	16歳未満の者に対する性交等	177③	2,027
監護者わいせつ 及び監護者性交 等	監護者わいせつ	179①	257
	監護者性交等	179②	210
16歳未満の者 に対する面会要求 等	16歳未満の者に対するわいせつ目的面会要求	182①	75
	16歳未満の者に対するわいせつ目的面会	182②	58
	16歳未満の者に対する映像送信要求	182③	186

※数値は暫定値である。

【児童買春事犯等】検挙件数の推移

○ 児童買春事犯等の検挙件数は、不同意性交等及び不同意わいせつが3年連続で増加。総数も微増し、引き続き高水準で推移。



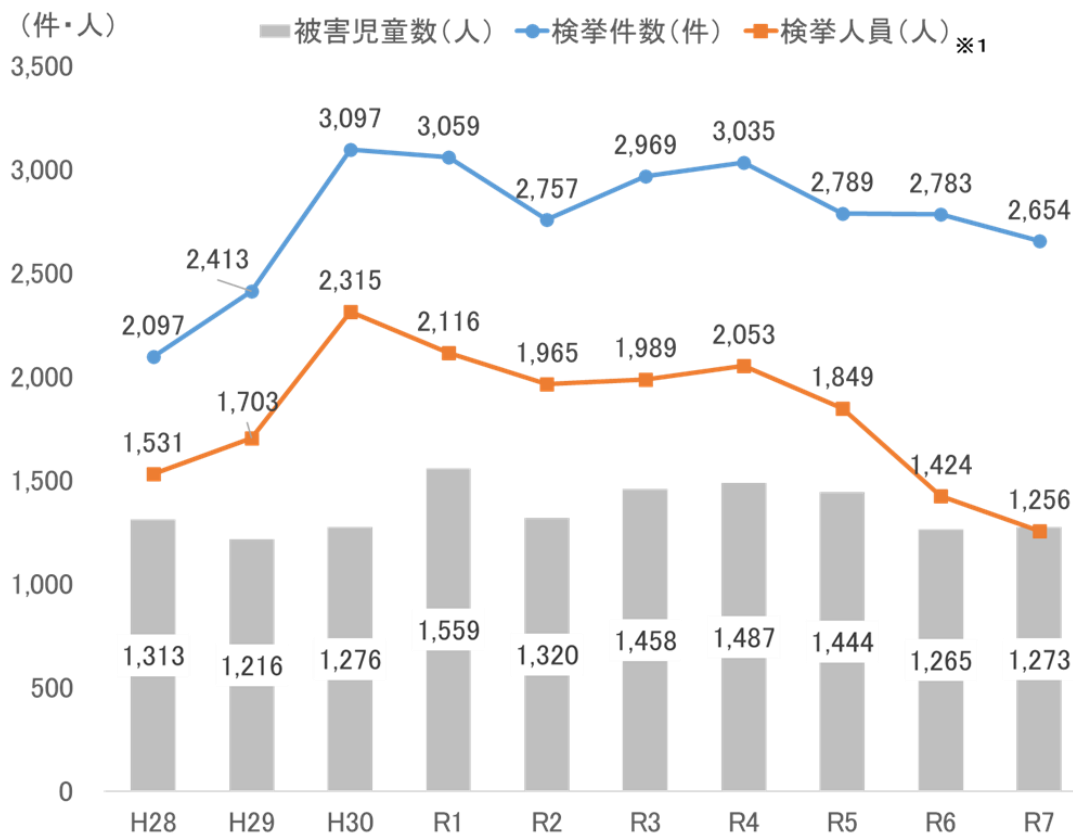
※ 不同意わいせつ及び不同意性交等は、令和5年7月12日以前は強制わいせつ及び強制性交等であり、単純に令和5年以前とその件数を比較できない。

※ 件数は、被疑者の行為数によるところ、刑法第54条第1項前段(観念的競合)に該当し、刑法犯と特別法犯が競合する場合は各別に計上

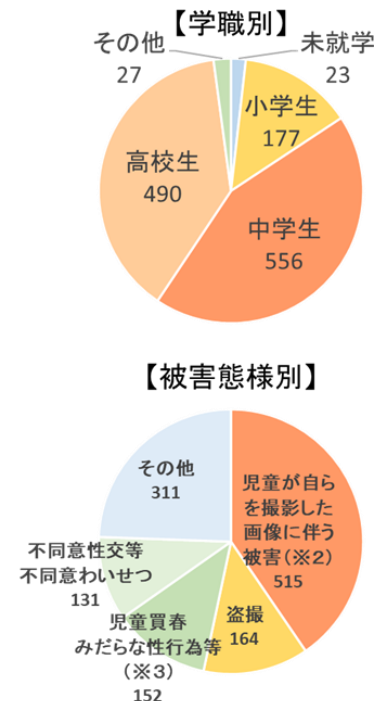
(出典) 警察庁「令和7年における少年非行及び子供の性被害の状況」

【児童ポルノ事犯】検挙件数・検挙人員・被害児童数の推移

○ 令和7年における児童ポルノ事犯の検挙件数は高止まりしており、また、被害児童数等は、令和5年7月以降の統計上、性的姿勢撮影等処罰法違反等の方に一定数計上されていると見られることを踏まえると、引き続き高水準。検挙人員（1,256人）のうち、約6割（718人）が10代



R7 被害児童数 (1,273人)
学職別・被害態様別内訳



※1 令和5年7月以降

○ 検挙人員については、不同意性交等や性的姿勢撮影等処罰法違反等と併せて検挙された場合、これらの罪にのみ計上

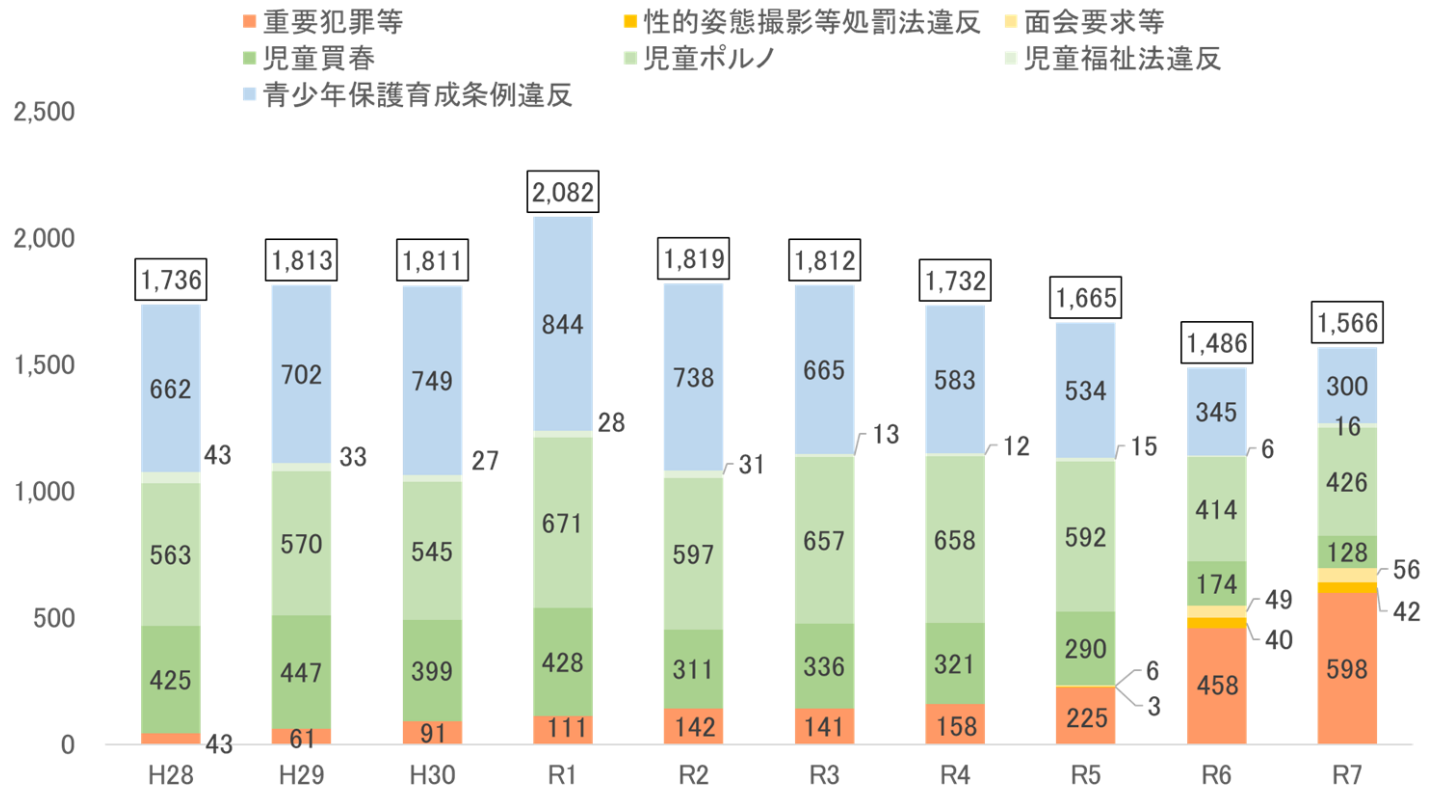
○ 被害児童数については、性的姿勢撮影等処罰法違反と併せて検挙された場合、同違反にのみ計上

※2 「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」は、だまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる態様の被害

※3 「みだらな性行為等」は、青少年保護育成条例に規定する罪

SNSに起因する事犯の被害児童数の推移

○ SNSに起因する事犯の被害児童数は、罪種別では、児童買春及び青少年保護育成条例違反が減少傾向にある一方、重要犯罪等が増加傾向。

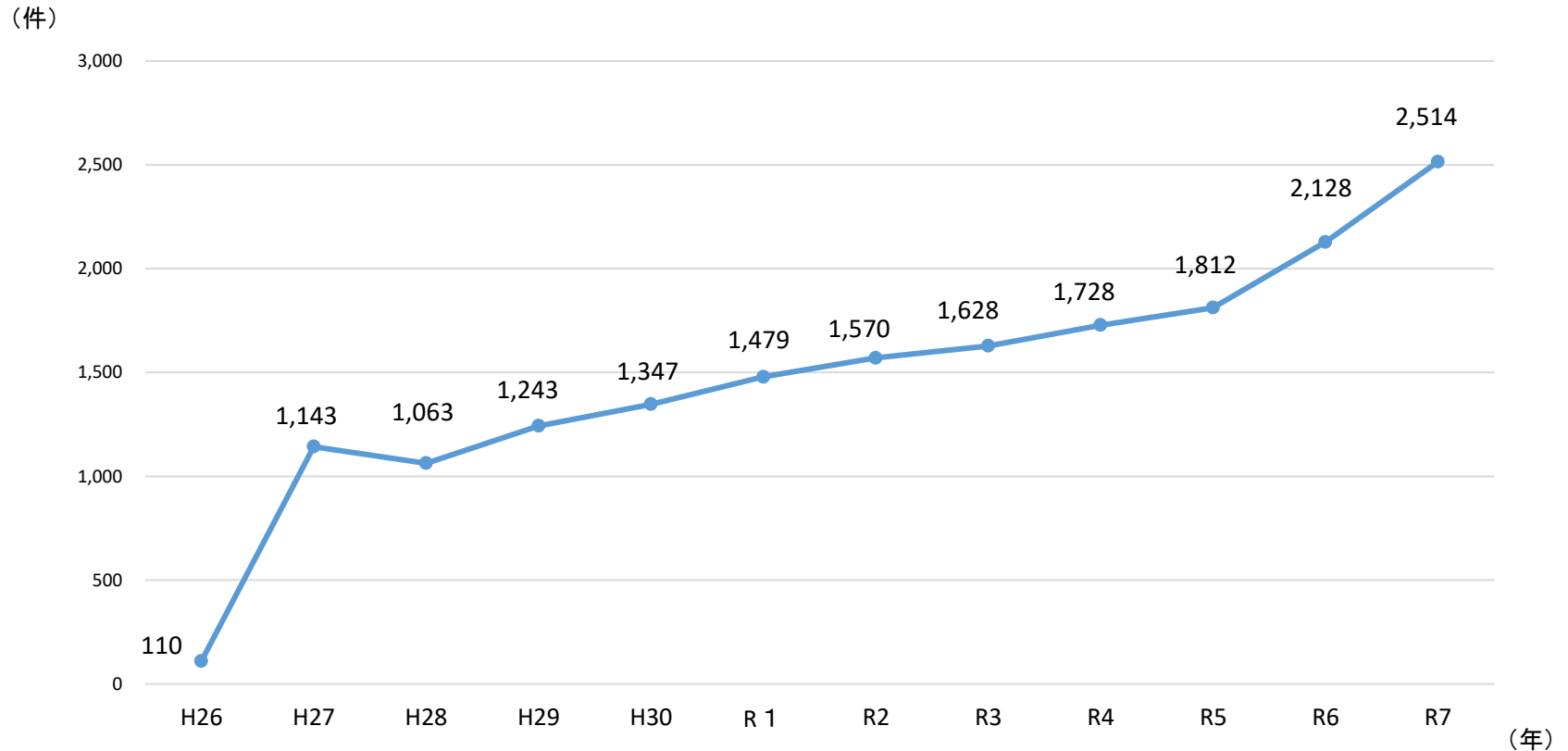


※ SNSとは、本統計では、通信ゲームを含み、届出のある出会い系サイトを除いたもの。
 ※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯
 ※ 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等(殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意わいせつ、逮捕監禁)、面会要求等及び性的姿勢撮影等処罰法第2条から第6条に規定する罪(面会要求等及び性的姿勢撮影等処罰法違反は令和5年から追加)
 ※ 不同意わいせつ及び不同意性交等は、令和5年7月12日以前は強制わいせつ及び強制性交等であり、単純に令和5年以前とその人数を比較できない。

(出典) 警察庁「令和7年における少年非行及び子供の性被害の状況」

私事性的画像に係る事案の相談等状況

○ 相談等件数は平成29年以降継続して増加し、令和7年は2,514件（前年比+386件、+18.1%）と増加し、法施行後最多。



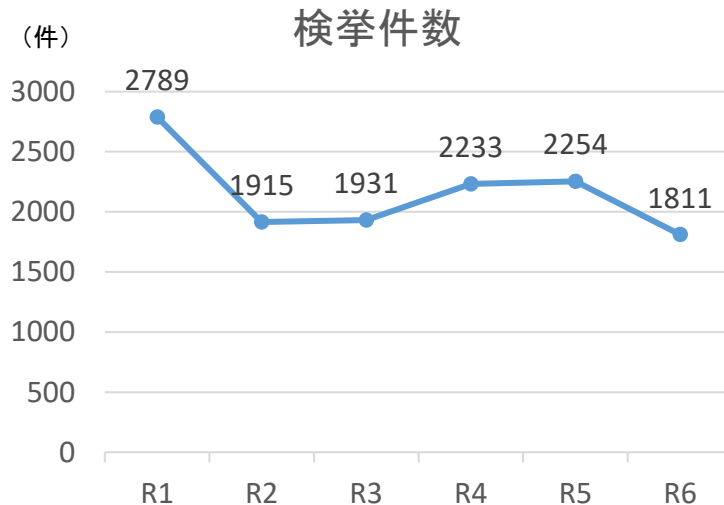
注) 平成26年は、私事性的画像被害防止法の施行日（11月27日）以降の件数

(出典) 警察庁「令和7年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」

痴漢事犯に関する検挙件数・発生場所等のデータ

- 痴漢事犯の検挙件数は、令和元年には2,789件であったところ、令和2年（1,915件）に大きく減少（前年比－874件，－31.3%）した後、再び増加したが、令和6年には1,811件（前年比－443件，－19.7%）と前年から減少した。発生場所別では、乗物内で発生した痴漢事犯の検挙件数が最も多く、912件（50.4%）であった。

痴漢事犯に係る検挙件数の推移



令和6年の痴漢事犯に係る発生場所別検挙件数

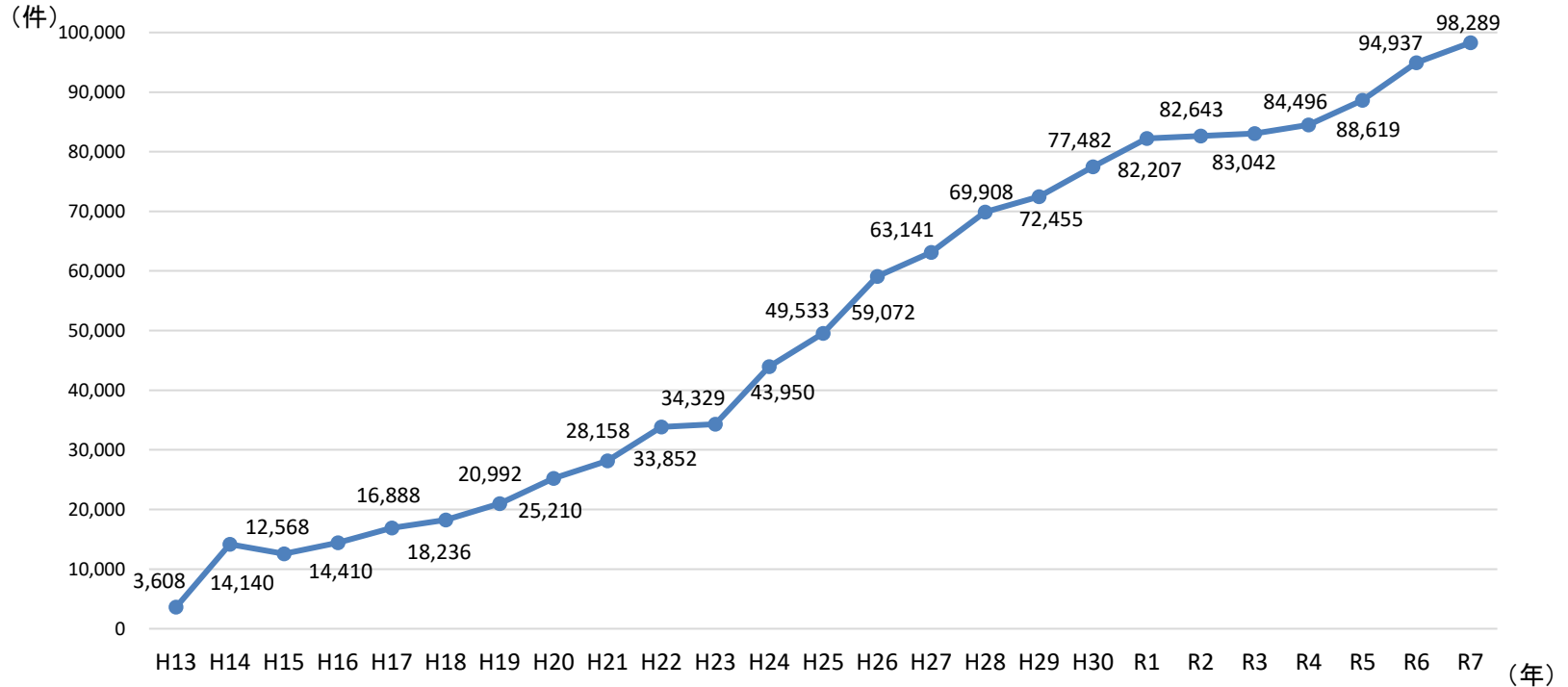
発生場所	検挙件数 (件)	割合 (%)	
乗物内	電車等	912	50.4
	バス	835	
	その他	76	
		1	
駅構内	156	8.6	
路上	289	16.0	
商業施設等	345	19.1	
学校	5	0.3	
会社・事務所	3	0.2	
住宅等	7	0.4	
ホテル等	0	0.0	
公衆浴場	3	0.2	
その他の施設等	91	5.0	
合計	1,811	100.0	

注) 都道府県が制定する迷惑防止条例の「卑わいな行為の禁止」のうち「痴漢」に係る事案の検挙件数

(出典) 警察庁「令和6年中の痴漢・盗撮事犯に係る検挙状況の調査結果」

警察における配偶者からの暴力事案等の相談等状況

○ 相談等件数は増加傾向であり、令和7年は98,289件（前年比+3,352件、+3.5%）とDV防止法施行後最多。



注1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数

注2) 平成13年は、DV防止法の施行日（10月13日）以降の件数

注3) 法改正を受け、平成16年12月2日施行以降、離婚後に引き続き暴力を受けた事案について、20年1月11日施行以降、生命又は身体に対する脅迫を受けた事案について、26年1月3日施行以降、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手方からの暴力事案について、また、令和6年4月1日施行以降、自由、名誉又は財産に対する脅迫についても計上

（出典）警察庁「令和7年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」

児童相談所における児童虐待相談対応件数とその推移

(令和8年1月現在)

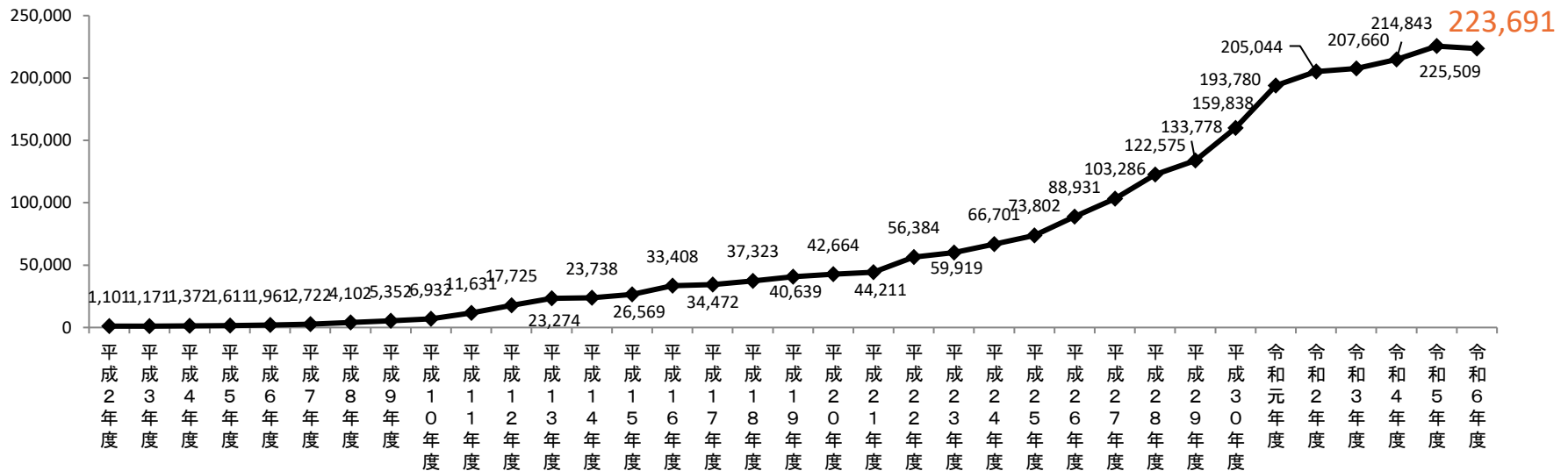
○全国236か所の児童相談所における令和6年度の児童虐待相談対応件数は 223,691件。

※ 対前年度比▲0.8%(1,818件の減少)(令和5年度:対前年度比+5.0%(10,666件の増加))

※ 児童相談所における児童虐待相談対応件数とは、児童相談所が相談を受け、援助方針会議等の結果、児童虐待と判断して指導や措置等を行った件数。

【主な傾向】

- 心理的虐待に係る対応件数が依然として最も多く、全体の6割近くを占めている。(令和5年度:134,948件(59.8%) → 令和6年度:133,024件(59.5%))
- 相談経路は警察等からが最も多く、全体の半数以上を占めている。(令和5年度:116,649件(51.7%) → 令和6年度:115,644件(51.7%))
- また、近隣・知人からの通告等による対応件数は減少(令和5年度:22,112件 → 令和6年度:19,841件(▲2,271件))している一方、学校からの通告等による対応件数は増加(令和5年度:16,583件 → 令和6年度:17,924件(+1,341件))している。



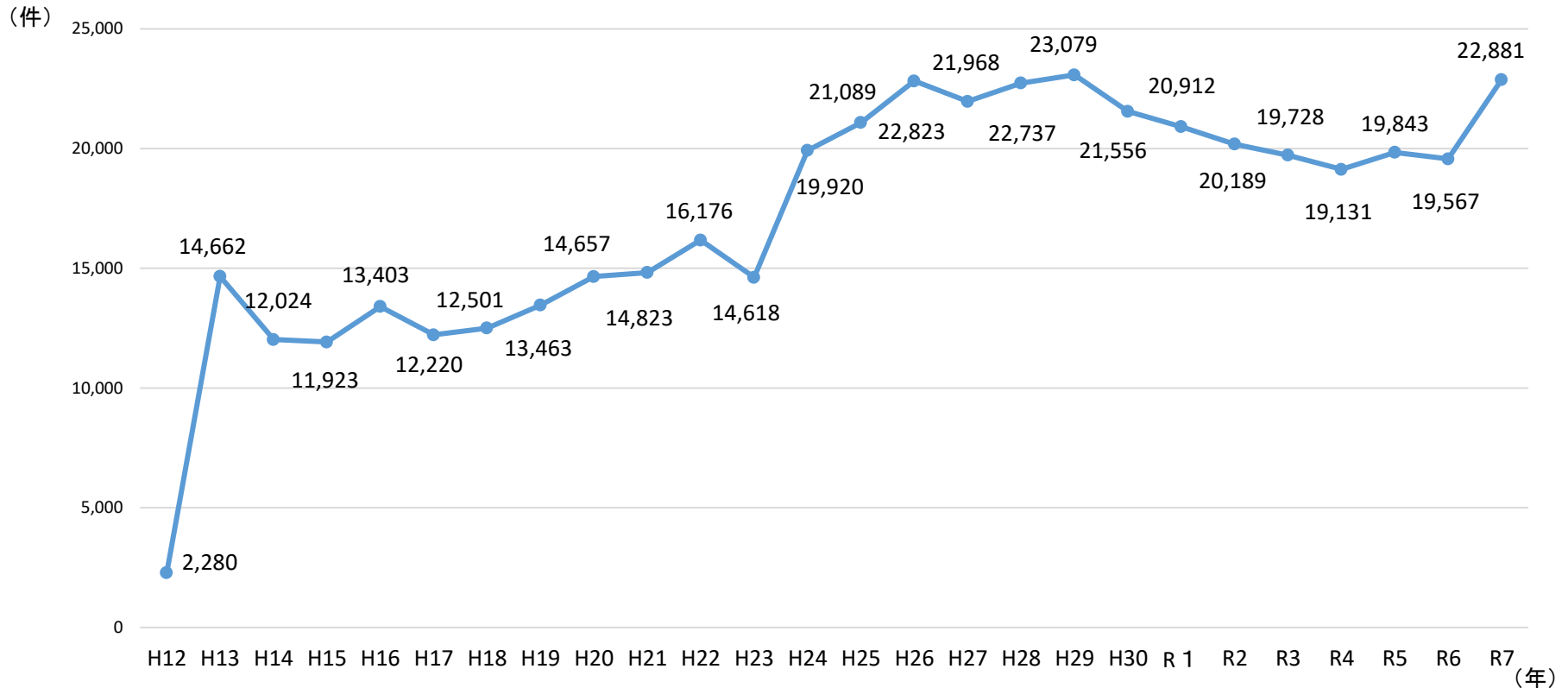
(注) 平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	214,843	225,509	223,691
+10.6%	+20.5%	+16.1%	+18.7%	+9.1%	+19.5%	+21.2%	+5.8%	+1.3%	+3.5%	+5.0%	-0.8%

(出典) 厚生労働省「福祉行政報告例」を基にこども家庭庁において作成

警察におけるストーカー事案の相談等状況

○ 相談等件数は、令和7年は、22,881件（前年比+3,314件、+16.9%）と依然として高い水準で推移している。

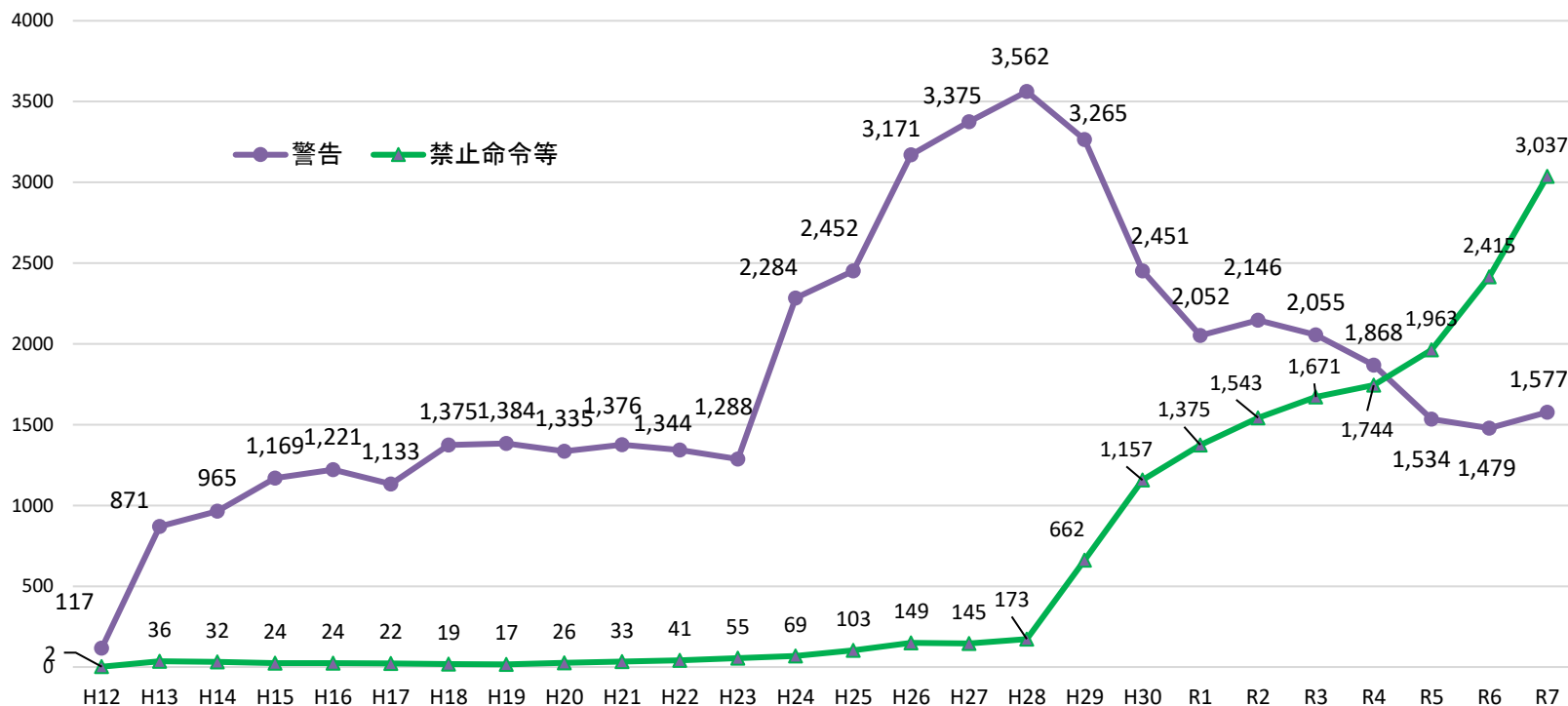


注) 平成12年は、ストーカー規制法の施行日（11月24日）以降の件数

(出典) 警察庁「令和7年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」

警察におけるストーカー規制法に基づく行政措置

○ ストーカー規制法に基づく警告は、令和7年は1,577件（前年比+98件、+6.6%）と前年より増加。禁止命令等は、警告前置の廃止及び緊急時の禁止命令等の新設等を内容とする平成28年のストーカー規制法の改正法が施行された平成29年（改正法の施行日は平成29年6月14日）以降急増し、令和7年も3,037件（前年比+622件、+25.8%）と法施行後最多。



(出典) 警察庁「令和7年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」